

令和8年7月3日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

ともいき特別委員会資料

I	当事者目線の障がい福祉について .....	1
II	多文化共生に向けた取組について .....	18
III	DV・ステーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援について	25

## I 当事者目線の障がい福祉について

### 1 共生社会の実現に向けた取組について

共生社会の実現に向けた令和8年度の取組について報告する。

#### (1) 取組の方向性

令和7年度の県民ニーズ調査における「ともに生きる社会かながわ憲章」（以下「憲章」という。）の認知度は、28.3%だった。

津久井やまゆり園事件から10年となり、事件を風化させないため、共生社会の実現に向けて、さらに多くの県民に憲章の理念を知っていただくとともに、県民の意識や行動の変容を促す参加型の取組を充実・強化する。

#### (2) 具体的な取組内容

##### ア 津久井やまゆり園事件追悼行事

今年は事件から10年の節目となることから、より多くの方々に思いを寄せていただけるよう、追悼式を7月25日、相模原市立あじさい会館で開催するとともに、追悼式の後には、これからの当事者目線の障害福祉を県民の皆様と一緒に考える「誓いの集い」を行う。

また、お亡くなりになった方々の命日である26日は、津久井やまゆり園の鎮魂のモニュメントで献花・献灯を行う。

さらに、デジタル献花も実施する。

##### (ア) 追悼式

日時：令和8年7月25日（土）13時30分～14時30分

場所：相模原市立あじさい会館

##### (イ) 誓いの集い

日時：令和8年7月25日（土）15時30分～17時30分

場所：相模原市立あじさい会館

内容：知事、相模原市長、津久井やまゆり園長の講演、有識者や障がい当事者のパネルディスカッション等

##### (ウ) 津久井やまゆり園における献花・献灯

日時：令和8年7月26日（日）10時～18時

場所：津久井やまゆり園

内容：献花していただく方々が、亡くなられた方々に静かに心を寄せることができる場を設けるとともに、鎮魂のモニュメントのそばに、地域の自治会や小中学校の皆さんからの追悼のメッセージを記入いただいた灯籠を約500基配置し、献灯を行う。

### (E) デジタル献花

津久井やまゆり園に来られなくても献花ができるよう、7月中旬ごろから約1ヶ月間、インターネットを活用したデジタル献花を実施する。

### (F) 「ともに生きる」映像制作

事件の風化を防ぎ、「ともに生きる社会」を考えるための映像制作を行う。

## イ ともに生きる社会かながわ憲章・「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の普及啓発

### (ア) 県民に対する広報

- ・ 憲章の理念を普及するため、リーフレットやチラシをイベント等で配布する。
- ・ ともに生きる社会かながわ推進週間（7月20日～26日）では、ポスターの駅貼り等の発信に加え、企業、大学、団体、スポーツチーム等と連携したイベントやコラボ企画の実施、協力によって幅広い対象への普及啓発を実施する。
- ・ 「ともいき大使」の金澤翔子さんと一緒に憲章の普及活動を行う。
- ・ 県内で共生社会の実現に向けて活動している方を「ともいきマイスター」として任命し、県内各地で憲章の普及活動を展開する。
- ・ 「ともいきボランティア」による地域イベント等で憲章の普及活動を行う。
- ・ 「ともいき寄付」の募集

### (イ) 「ともいき」を学ぶ取組（若年層）

- ・ 当事者と一緒に楽しみながら「ともいき」を考えるワークショップなどを実施する。
- ・ 小・中・高等学校・大学等で出前講座を実施する。
- ・ 中・高等学校での憲章ポスターパネルの設置や、「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進に取り組む。

- ・ 若年層に憲章の理念を分かりやすく伝えるため、ともいきコンセプトブック「みんなってだれのこと？」を県内の小学校に配布し、授業等での活用を促進する。
- ・ 高校生・大学生のチームが日頃実践している共生社会の実現に向けた活動内容の発表や、ワークショップを行う共生社会実践セミナーを開催する。

#### (ウ) 「ともいき」を体感する取組（地域でのつながり）

- ・ 公共施設等での「ともいきゆうえんち（インクルーシブ移動遊園地）」の実施
- ・ 障がい者を含む多様な人々が農作業を気軽に体験できるユニバーサル農園（藤沢市）で、種まきや収穫イベントを実施
- ・ 第3回かながわともいきアート展の実施（10月下旬～11月上旬、横浜赤レンガ倉庫を予定）

### ウ 障がい者の社会参加機会の拡充

- ・ 当事者を対象とした生きづらさの改善に向けたメタバース上のワークショップの実施
- ・ 農福連携を進めるための就農体験会（お試しノウフク）の実施
- ・ 障がい当事者団体が行う勉強会やネットワークづくり等に対し、学習会開催や紹介冊子作成等への支援を行う。
- ・ 民間事業者と連携して、障害福祉サービス事業所の自主商品開発や販路開拓、飲食系事業所のメニュー開発や店舗の魅力向上を行うことにより、工賃の向上と利用者の働きがいの向上を図る。
- ・ ボランティア団体と県が協働し、移動や情報の壁によって社会参加が難しい方が、移動支援や情報保障などのサポートを受けて地域イベント等に参画する取り組みを行う。

### エ ともいき拠点化の取組

#### (ア) 県庁内における取組

- ・ 週10時間未満の短時間による障がい者の雇用を開始する。また、「ともいきチーム」を作り、憲章や条例の普及啓発に係る企画・運営や、出前講座への講師派遣、庁内各部署への当事者目線に立った助言を行う。
- ・ 県庁東庁舎11階にアクアポニックス※を活用した農福連携による県庁屋上FARMを開園し、障がい者の新たな働き方として広く県民、民間企業・団体等に発信する。

※「アクアポニックス」とは、魚と野菜を同じシステム内で一緒に育てる生産手法を指す。

### (イ) 津久井やまゆり園における取組

津久井やまゆり園において園の利用者と希望する市民とのマッチングを行い、ともに過ごす体験を重ねながら家族的な関係を築く交流事業を行う。

### オ 意思決定支援の理解促進

- ・ 県内の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者や相談支援専門員を対象に、意思決定支援の基礎や具体的手法を学ぶ研修を実施する。
- ・ 令和5年度に作成した「県版ガイドライン」や新たに作成した「はじめて取り組む支援者向け意思決定支援の手引き」に基づき障害者支援施設に対する取組みを継続して行うとともに、意思決定支援に取り組む施設の好事例を共有する「実践報告会」を開催する。

### (3) 主なスケジュール

令和8年7月	ともに生きる社会かながわ推進週間 (20～26日)	
	津久井やまゆり園事件追悼行事 (25日及び26日)	相模原市立あじさい会館、津久井やまゆり園
9月	メタバース上の居場所づくり(～10月)	<オンライン>
11月	第3回かながわともいきアート展 (10月下旬～11月上旬)	横浜赤レンガ倉庫
12月	共生社会実践セミナー	県庁(大会議場)
	いのちの授業大賞 表彰式	県庁(大会議場)
令和9年2月 通年	ともいきメタバースワールド ともいきゆうえんち 就農体験会(お試しノウフク)  各種地域イベントでの憲章PR活動	<オンライン> 横浜市内(調整中) 藤沢・平塚・厚木・大和など 全県(24回以上を予定)

## 2 今後の県立障害者支援施設のあり方について

県は、令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。

各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）のうち、県直営のさがみ緑風園を除く県立施設の指定期間が令和9年度で終了する中、県立施設の方向性について改めて整理するため、今後、ビジョンを改訂する方向で検討している。

そこで、現在の取組状況等を報告する。

### （ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 〔 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。 〕	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※中井やまゆり園の詳細については、「3 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について」で別途報告。

### (1) 「民間法人へ移譲」とした施設

#### ア さがみ緑風園

##### (ア) 現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、身体障害者に対する地域の障害福祉サービスの拡充に伴い、入所者の減少が続き、現在の入所者数は21名（定員40名）である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、ゆとりを持ったつくりの建物で、民間施設に比べて広く、維持・管理費がかかる。

##### (イ) 検討状況

- ・ 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）の活用について地元自治体など関係機関にヒアリングを行ったが、特

別養護老人ホーム等の他の福祉施設としての利用のニーズは、現時点でないことを確認した。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 令和8年4月から、使用していない建物の1階部分を児童相談所の一時保護所として活用している。
- ・ こうした県有財産としての新たな用途も踏まえた上で、民間法人への移譲条件等を引き続き整理する必要がある。

## イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ これまで高齢の知的障害者支援のモデル施設としての役割を果たしてきたが、民間施設における取組の進展により、その役割は低下している一方で、加齢による身体機能の低下等により家庭やグループホーム等で対応できなくなった場合の短期入所など、一時利用先として期待されている。
- ・ 現指定期間における地域生活移行の取組では、入所者は、75人（定員112人、短期入所含む）まで減少し、指定管理者は、更なる地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 現在の土地・建物を民間法人へ移譲する場合、定員縮小後の施設規模に比して、土地・建物等のハードが大きく、国報酬を基軸とした収入体系で維持、管理していくことは困難である。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、交通アクセスが不便で、また施設の隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されているなど、将来的には他地域への移転や建物の移設等を進める必要がある。
- ・ このため、民間法人が現在の土地・建物を活用して、将来に渡り施設運営を継続することは考えにくく、いずれ建替えや移転が必要となり、その場合、移譲先法人の負担が大きい。
- ・ このため、現状では入所定員を縮小しながら、民間法人に移譲する方向で検討するが、移譲後に民間法人が、現在の土地・建物を保有するリスクを軽減しながら、安定的な施設運営ができるよう、検討する必要がある。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 県立施設としての役割は低下したため、民間法人へ移譲する方向で検討を進めるが、移譲に当たっては、既存の土地・建物の管理の方法等を含め、移譲条件を整理していく。

## ウ 三浦しらとり園

### (ア) 現状

- ・ 現指定期間において、通過型施設を目指し、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組み、利用者は61人（定員112人）まで減少しており、このまま定員を減少させれば、民間法人が効率的に運営することができる規模になる見込みである。
- ・ 一方、障害児施設は、県所管域では県東部唯一の障害児施設であり、入所を一手に引き受けている実態があり、また、中核市である横須賀市からも入所枠を確保するよう要請を受けるなど、施設としてのニーズは高い。

### (イ) 検討状況

- ・ 利用者の減少に伴い、施設運営に実績のある民間法人であれば、県立施設という位置付けに頼ることなく、これまでの支援ノウハウや関係機関とのネットワークを生かし運営できる可能性が高い。
- ・ ただし、移譲する場合、譲渡する土地は、縮小する定員に応じ、民間法人が効率的に管理できる規模まで縮減する必要がある。
- ・ また、建物の老朽化が進んでいるため、移譲先法人は縮減後の定員規模に応じた施設を新たに整備する必要があるが、その際、集団生活が難しいと指摘される強度行動障害のある方を支援するための小規模ユニットケアの導入が求められ、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ なお、民間法人への移譲後も、障害児施設においては、被虐待児の緊急受入れなど広域的な役割も期待されており、これまでの支援水準を維持するため、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ また、移譲後は、住宅地に所在する施設の特徴を生かし、地域に溶け込んだ施設運営が実現できるよう、自治会や他法人、NPO等と密接に連携した取組が期待される。

### (ウ) 基本的な方向性

- ・ 民間法人の多様なノウハウを活用して、横須賀・三浦圏域における本施設への期待に応え、役割を果たすことを目指し、民間法人へ移譲する方向で検討する。
- ・ 移譲に当たっては、事業の安定的な継続性を確保するとともに、増加する被虐待障害児の保護や施設の老朽化、小規模化、ユニット化対策を含めた将来的な施設のあり方を含め、移譲条件を検討する。

## (2) 「引き続き方向性を検討」とした施設

### ア 芹が谷やまゆり園

#### (ア) 現状

- ・ 令和5年度からの指定管理では、通過型施設を目指して地域生活移行に積極的に取り組むとしているが、その取組はまだ道半ばである。
- ・ 地域生活移行を進める一方、新たな入所ニーズに応え、かつ、地域の短期入所希望に応じ、令和7年11月から施設入所率は100%に達し、短期入所の稼働率も100%を超えている。
- ・ 短期入所の希望は、計画的なレスパイト利用、緊急的な一時受入れともに増加し、受入れのキャパシティを常時超過しているが、真に受入れが必要な場合は断らない姿勢を貫いている。
- ・ 住宅地や学校、商業施設に近接し、歴史的にも地域住民との関わりが深いといった他の県立施設にはない特色がある。

#### (イ) 検討状況

- ・ 地域からは、敷地・建物を地域の子育てや孤独・孤立対策、防災などの社会課題の解決に活用することについて期待する声が寄せられ、今後、地元自治会や地域で活動するNPO等との協働について検討を進めることが期待されており、その取組は県内他施設のモデルケースにもなり得る。
- ・ 地域生活移行先となるグループホーム等の開拓を進め、施設利用者の流動性を高めて新たな利用ニーズにも対応していく必要がある。
- ・ 県は、他の県立施設や民間施設との責任・役割の分担を進め、県全体で真に施設利用が必要な重度障害者の暮らしを支える必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。

#### (ウ) 基本的な方向性

- ・ 本施設に期待される役割を果たすために、県立施設として、県の障害福祉施策の中心的な役割を果たすとともに、新たな社会課題の解決に先駆的に取り組むなど、県内他施設のモデルケースとなるよう、現在の指定期間終了後のあり方を引き続き検討する。

## イ 津久井やまゆり園

### (ア) 現状

- ・ 令和3年の再整備後、5年が経過したが、当事者目線の支援の実践や地域生活移行の取組は、まだ道半ばである。
- ・ 園の取組を更に推し進めていくためには、現在の施設運営体制と職員配置を継続していく必要がある。
- ・ 津久井やまゆり園事件後、毎年追悼式を実施するなど共生社会の実現に向けた発信拠点となっている。

### (イ) 検討状況

- ・ 本施設は、中山間地域に所在し、高齢化・過疎化の進展や、地元の市立診療所が他地域の診療所との統合が進められるなど、他の県立施設と異なる特別な地域事情のもとにある。
- ・ そうした中であっても、指定管理者は地域での活動拠点として従たる事業所の開設等を進めてきたが、旧津久井郡内は障害福祉サービス事業所が限られ、昼夜分離が進められる環境に乏しく、通過型施設としての地域生活移行を進めるためには、県としても、更に工夫を重ねていく必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。
- ・ 今後も、県として、津久井やまゆり園事件に対する継続的関与が必要であるとともに、先駆的な意思決定支援の実績を生かした当事者目線の支援の実践や人材育成を進める必要がある。

### (ウ) 基本的な方向性

- ・ 事件を経験した施設として、共生社会の実現に向けた発信拠点として、現在進めている農福連携など「ともに生きる社会かながわ憲章」を実践するモデル施設としての取組の充実化を図ることが必要である。
- ・ 特有な条件下にある施設としての役割を果たすためには、県立施設として安定した施設運営を支えることが欠かせないことなどを踏まえ、現在の指定期間終了後のあり方を引き続き検討する。

## ウ 愛名やまゆり園

### (ア) 現状

- ・ 現指定期間において、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組み、利用者は、88人（定員120人）まで減少している。

- ・ 指定管理者は、現在の多床室を解消し、一人ひとりの障害特性に応じた生活環境を用意するため、60人程度まで定員規模の縮小を目指し、取り組んでいる。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地しており、こうした特色を持つ本施設を、中井やまゆり園とともに県立福祉機構が一体的に運営することにより、障害者の地域生活実現に向けた研究や人材育成の更なる進展が期待される。
- ・ 建物は、多床室が多く老朽化が進んでいるため、県は、小規模化に合わせ個室化などの対策や、設備の修繕等、老朽化対策を行う必要がある。
- ・ また、地域資源が豊富な地域の特性を生かし、積極的に地域生活移行を進め、入所規模の更なる小規模化と短期入所の拡充など、地域生活支援拠点化を進めることを検討する。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ こうした本施設に期待される役割を果たすため、県立福祉機構による運営への移行を視野に入れて、引き続き検討する。
- ・ 移行後は、当該地域で現指定管理者をはじめとする民間法人やNPO等が築いた多くの社会資源と連携して、地域の障害福祉のニーズを受け止めるモデル地区を作り上げることが期待される。

(3) 指定管理施設における今後のスケジュール

現指定期間終了後の各施設の方向性については、「民間移譲」「地方独立行政法人への移行」「指定管理者制度の継続」といった選択肢があるが、現指定管理者による管理運営状況を検証し、指定管理者制度による管理運営の有効性について評価した上で、令和10年度以降の運営方法について検討していく。

令和8年7月	指定管理者制度モニタリング会議
8月	働き方・行政改革推進本部及び同幹事会
9月	第3回県議会定例会常任委員会に報告（指定管理募集予定施設等）

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法 指定管理者 指定期間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
神奈川県立 中井やまゆり園 (中井町)	地方独立行政法人 神奈川県立福祉機 構	知的	105人	築26年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築23年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的	66人	築4年 (個室)
	社会福祉法人 同愛会・白根学園			
	令和5年4月から 令和10年3月まで			
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的	66人	築4年 (個室)
	社会福祉法人 かながわ共同会			
	令和5年4月から 令和10年3月まで			
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的	120人	築40年 (多床室中心)
	社会福祉法人 かながわ共同会			
	平成28年4月から 令和10年3月まで			
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的	112人	築31年 (多床室中心)
	社会福祉法人 かながわ共同会			
	平成28年4月から 令和10年3月まで			
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的 (児・ 者)	40人 112人	築43年 (多床室中心)
	社会福祉法人 清和会			
	令和5年4月から 令和10年3月まで			

### 3 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について

令和8年4月1日に設立した地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の運営等について報告する。

#### (1) 法人の概要

##### ア 名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

##### イ 所在地

足柄上郡中井町境218

##### ウ 目的

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する。

##### エ 業務の範囲

- (ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- (イ) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- (ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- (エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- (オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

##### オ 運営する施設

神奈川県立中井やまゆり園（障害者支援施設）

##### カ 設立日

令和8年4月1日（令和8年3月25日総務大臣認可）

##### キ ホームページ

<https://kanawel.jp>

## (2) 組織体制

### ア 役職員数

役員	8人	(外部理事及び監事を含む)
法人採用職員	115人	(福祉職100人、事務職9人、看護師4人、 栄養士1人、運転員1人 ※非常勤職員を除く)
県職員	53人	(福祉職34人、事務職18人、看護師1人)

(令和8年6月1日時点)

### イ 組織

別紙のとおり

### ウ 役員及び幹部職員 (令和8年4月1日任命)

#### (ア) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	橋本 和也	前神奈川県副知事
副理事長	熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター教授
副理事長	川名 勝義	前神奈川県福祉子どもみらい局長
理事	綾屋 紗月	東京大学先端科学技術研究センター教授
理事	出縄 守英	神奈川県知的障害福祉協会会長、 社会福祉法人進和学園理事長
理事	二俣 泉	昭和音楽大学音楽学部教授
監事	佐藤 彰一	國學院大學名誉教授、PAC法律事務所代表
監事	澁谷 耕一	神奈川県政策顧問、 リッキービジネスソリューション株式会社代表取締役

#### (イ) 幹部職員

役職名	氏名	備考
研究センター長 兼人材育成センター長	向井 義	株式会社薫化舎代表取締役会長
中井やまゆり園統括園長	高橋 朋生	神奈川県からの派遣職員
中井やまゆり園長	佐々木 崇	神奈川県からの派遣職員
経営企画室長	根本 崇	神奈川県からの派遣職員
経営企画室 企画調整担当課長	嶋田 慶一	法人採用職員
チーフ・プロジェクト・ オフィサー	大川 貴志	法人採用職員

### (3) 職員研修の状況

#### ア 導入研修

法人採用職員に対して、4月1日から4日間かけて、当事者目線の障害福祉の実践のために、法人が目指す方針や体现すべき職員の規範について講話及び講義、交流を通じて理解を深めた。

(主な研修内容)

- ・ 理念研修（法人理念を実現するための心構え）として、当事者研究や障害福祉の歴史、倫理綱領について学んだ。
- ・ 利用者とその家族との関係性構築のため、利用者と交流体験と家族との交流会を実施した。
- ・ 基礎的な支援技術の習得として、記録の書き方、救命救急（BLS）、健康管理等について学んだ。

※ 勤務都合により、上記日程に参加できなかった職員に対しては、4月23日の対面研修と動画研修により同内容を補完した。

#### イ 現場実践研修

理念研修を繰り返し行うことにより法人理念の定着を図る。また、現場勤務の中で活用できる支援技術に関する実践研修を積み重ねることで、導入研修における学びを深化させていく。

(主な研修内容)

- ・ 利用者の支援記録を読み、生活史を作成・共有する。
- ・ 基礎的な介護技術の研修を繰り返し行い、徹底的に技術を身に付ける。

### (4) 中井やまゆり園利用者・家族との交流等の状況

- 4月1日 中井やまゆり園利用者への宣誓書交付  
中井やまゆり園利用者、家族及び職員の交流会
- 3日 お花見
- 4日 家族参加デー
- 18日 家族会
- 5月16日 家族会
- 6月1日 法人設立式典（家族参加デー）
- 20日 家族会

(5) 4月23日付け厚生常任委員会で議論された法人の人事に関する利用者・家族・職員への説明状況

ア 利用者

4月24日中に統括園長から説明

イ 家族

- ・ 4月24日 全家族あてに法人から書簡を郵送
- ・ 5月16日 家族会において法人から口頭で説明
- ・ ～6月末 個別の面談時に意見聴取

ウ 職員

4月24日から5月1日にかけて副理事長等から説明

(6) 法人設立式典の実施

日時：6月1日(月)10:00～12:00

場所：中井やまゆり園 講堂

プログラム：

- ・ 利用者による開会宣言
- ・ 理事長あいさつ
- ・ 知事基調講演
- ・ 法人の取組の説明 ほか

主な出席者：

- ・ 利用者及び家族・後見人
- ・ 知事、副知事
- ・ 県議会議員（議長、厚生常任委員会委員、地元選出議員）
- ・ 市町の長等（4市5町）ほか

※ なお、第2部として、市町の障害福祉主管課長や近隣の障害福祉サービス事業所の長等を招待した式典を開催

(7) 県としての関与

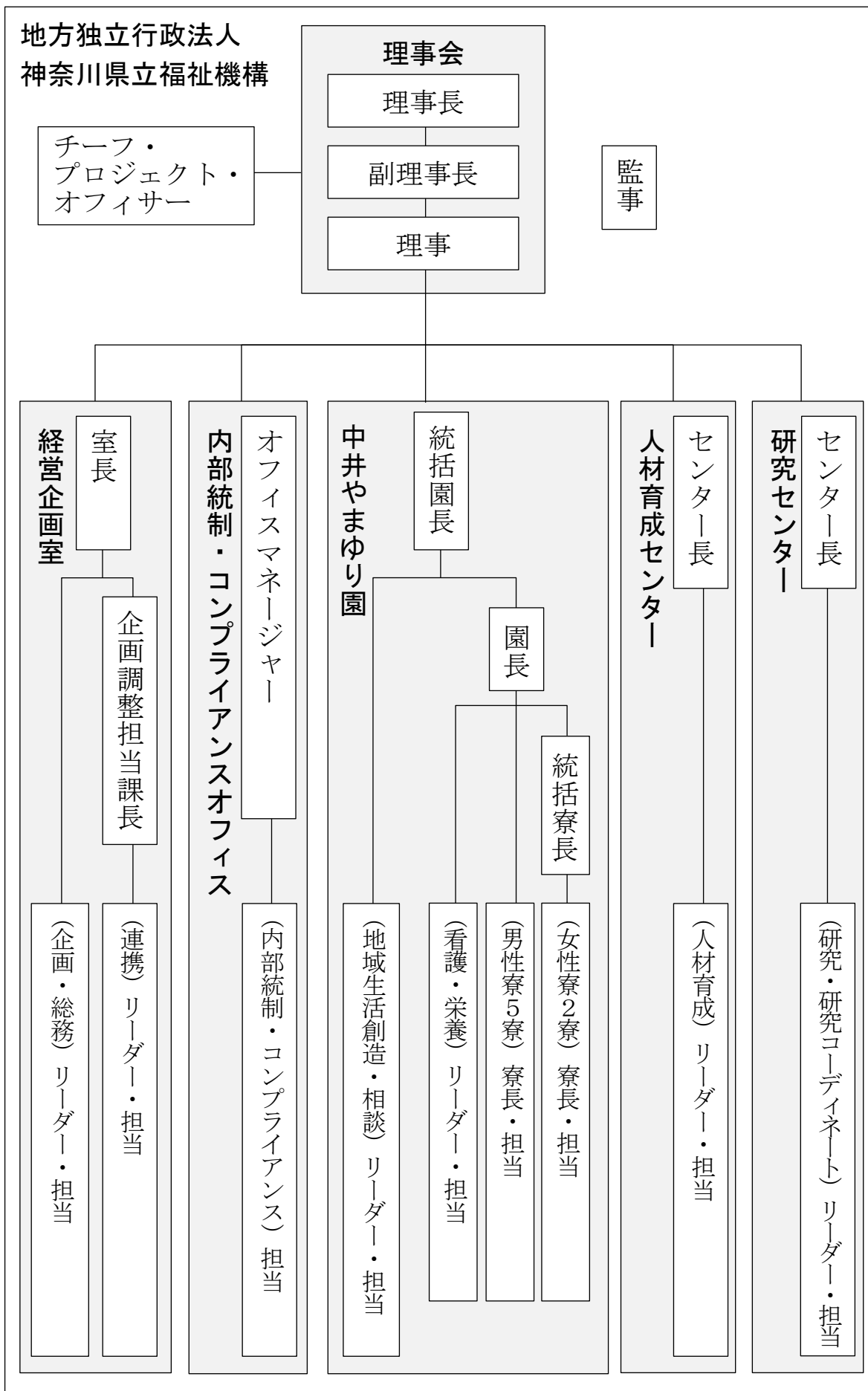
ア 法人の運営面での関わり

<p align="center"><b>【中期目標の項目】</b>  <b>県の関与</b></p>	<p align="center"><b>決議文</b></p>
<p><b>【運営の見える化・県への報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事と理事長の意見交換等による定期的な情報共有</li> <li>・県職員の家族会への出席、意見交換</li> </ul>	<p>5. 予算執行や施設運営において透明性の確保            3. 利用者・家族への丁寧な説明</p>
<p><b>【当事者目線の支援・福祉科学研究】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査等を通じた定期的な運営確認・助言</li> <li>・倫理審査委員会の立ち上げ等、研究実施に向けた支援</li> <li>・県内障害者支援施設への好事例の横展開</li> <li>・福祉機構の成果をとりまとめた国等への政策提言</li> </ul>	<p>2. 利用者の権利擁護と安全確保</p>
<p><b>【当事者目線の支援を実践する人材育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が掲げる福祉人材の確保・養成方針との調和を図るための指導助言</li> <li>・機構の研修実施における事例紹介、講師推薦、団体調整等による運営支援</li> </ul>	<p>1. 職員全体で理念を共有し、研修体制を改善</p>
<p><b>【運営体制の確保・組織の適正な運用・財務内容の改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員派遣（53人）</li> <li>・理事会へのオブザーバー参加</li> <li>・利用者・職員の満足度調査結果の確認</li> <li>・随時相談による県庁職員の運営確認・助言</li> <li>・財政的援助団体監査（出納事務等）</li> <li>・施設の維持管理に関する支援</li> </ul>	<p>4. 風通しの良い職場環境の確立            5. 予算執行や施設運営において透明性の確保</p>

イ 法令等に基づく関わり

障害者総合支援法に基づく指導及び監査や、地方独立行政法人法に基づく中期目標などにより、県立福祉機構に対し必要な関与を行っていく。

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 組織図



## Ⅱ 多文化共生に向けた取組について

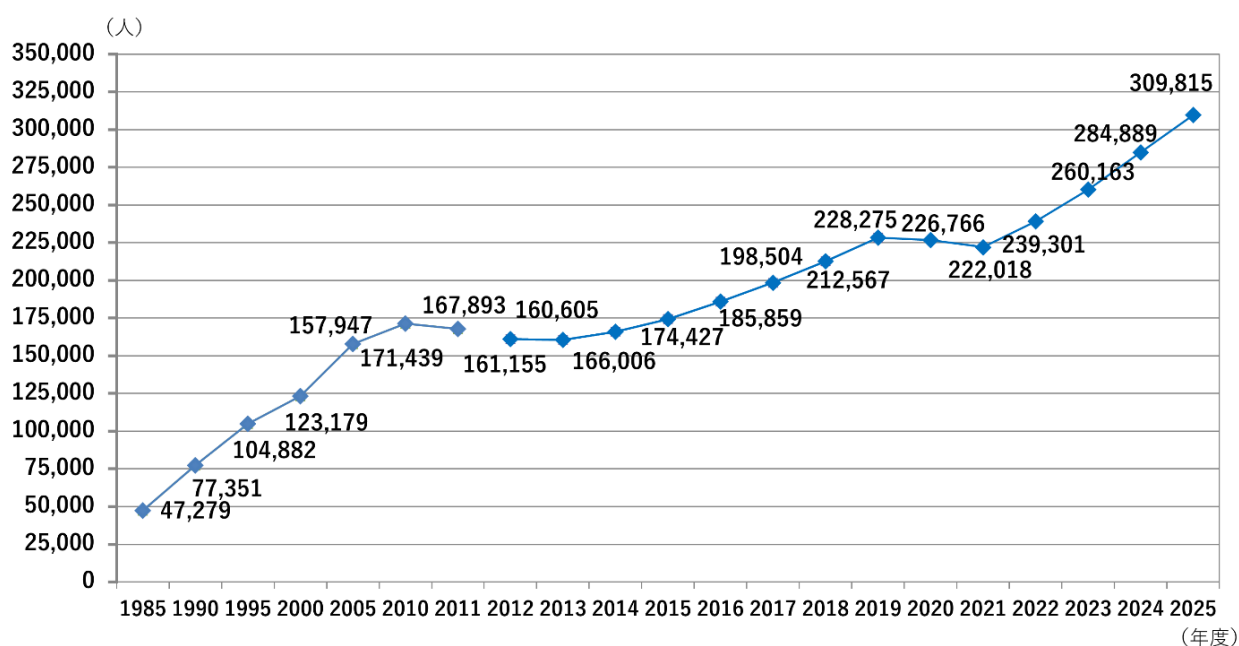
### 1 外国籍県民の現状

#### (1) 本県にくらす外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2026（令和8）年1月1日現在、309,815人である。

国籍（出身地）別では、中国が84,921人で全体の27.4%を占め、続いて、ベトナム、フィリピン、韓国、ネパールの順となっている。

#### < 県内の外国籍県民数 >



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできない。

<国・地域別の状況>

		2021年度 (2022.1.1)	2022年度 (2023.1.1)	2023年度 (2024.1.1)	2024年度 (2025.1.1)	2025年度 (2026.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	68,445	70,390	74,592	79,248	84,921
	構成比(%)	30.8	29.4	28.7	27.8	27.4
2位	国・地域	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	26,478	29,203	34,186	39,479	43,485
	構成比(%)	11.9	12.2	13.1	13.9	14.0
3位	国・地域	韓国	韓国	韓国	韓国	フィリピン
	外国人数(人)	26,225	26,733	26,770	26,847	27,627
	構成比(%)	11.8	11.2	10.3	9.4	8.9
4位	国・地域	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	韓国
	外国人数(人)	22,960	24,358	25,574	26,673	26,896
	構成比(%)	10.3	10.2	9.8	9.4	8.7
5位	国・地域	ブラジル	ネパール	ネパール	ネパール	ネパール
	外国人数(人)	8,410	9,564	11,928	15,544	19,404
	構成比(%)	3.8	4.0	4.6	5.5	6.3

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいたが、2013年度調査から別に集計している(新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となった)。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計している。

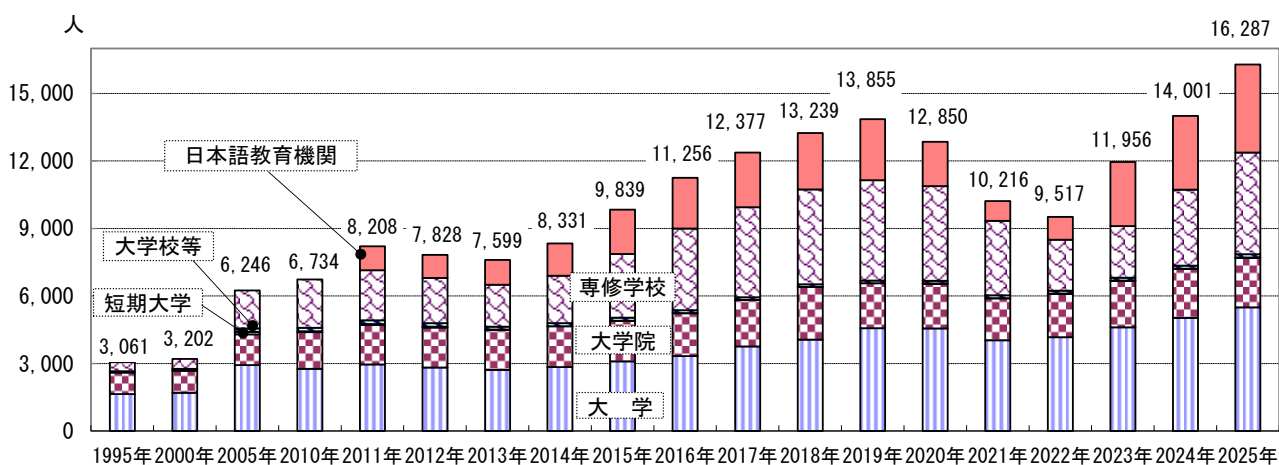
## (2) 留学生の状況

県内の外国人留学生は、2025（令和7）年5月1日現在16,287人で、前年度に比べ2,286人増加している。

学校種別では、大学が一番多く、続いて専修学校（専門課程）、日本語教育機関、大学院、大学校等、短期大学の順となっている。

主な出身国・地域はアジアが上位の5位を占め、中国が6,746人で、1990（平成2）年以降第1位を維持している。また、2023（令和5）年からは、ネパールが第2位、ベトナムが第3位となっている。

### < 県内の外国人留学生数 >



### < 出身国（地域）別留学生数（上位5か国の推移） >

(単位: 人)

	1990 (H2)		1995 (H7)		2000 (H12)		2005 (H17)		2010 (H22)		2011 (H23)		2012 (H24)	
1	中国	1,118	中国	1,379	中国	1,683	中国	4,127	中国	3,792	中国	5,032	中国	4,718
2	台湾	490	韓国	824	韓国	744	韓国	847	韓国	1,153	韓国	1,294	韓国	1,173
3	韓国	403	台湾	407	台湾	216	台湾	201	台湾	279	タイ	261	台湾	224
4	インドネシア	55	マレーシア	90	タイ	84	タイ	142	タイ	256	台湾	216	タイ	201
5	マレーシア	47	タイ	57	マレーシア	71	マレーシア	134	ベトナム	171	ネパール	183	ネパール	188
国(地域)数	46		66		72		87		94		101		100	

	2013 (H25)		2014 (H26)		2015 (H27)		2016 (H28)		2017 (H29)		2018 (H30)		2019 (R01)	
1	中国	4,386	中国	4,173	中国	4,514	中国	4,655	中国	5,171	中国	5,815	中国	6,044
2	韓国	1,007	ベトナム	910	ベトナム	1,492	ベトナム	2,218	ベトナム	2,401	ベトナム	2,537	ベトナム	2,484
3	ベトナム	314	韓国	886	ネパール	835	ネパール	1,178	ネパール	1,291	ネパール	1,196	ネパール	1,367
4	タイ	244	ネパール	455	韓国	776	韓国	736	韓国	774	韓国	781	韓国	947
5	台湾	236	タイ	306	タイ	329	台湾	401	台湾	470	台湾	408	台湾	464
国(地域)数	108		110		115		116		120		127		121	

	2020 (R02)		2021 (R03)		2022 (R04)		2023 (R05)		2024 (R06)		2025 (R07)	
1	中国	5,990	中国	5,494	中国	5,001	中国	5,563	中国	6,167	中国	6,746
2	ベトナム	2,236	ベトナム	1,695	ベトナム	1,246	ネパール	1,176	ネパール	2,220	ネパール	3,080
3	ネパール	1,213	ネパール	661	韓国	791	ベトナム	1,101	ベトナム	1,151	ベトナム	1,445
4	韓国	892	韓国	613	ネパール	457	韓国	910	韓国	863	韓国	824
5	台湾	346	台湾	252	台湾	249	スリランカ	452	スリランカ	595	ミャンマー	810
国(地域)数	113		107		120		128		121		117	

※ 中国には、平成10年度から香港、平成11年度からマカオを含む。

## 2 多文化共生の取組

### (1) かながわ国際施策推進指針

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して、様々な施策に取り組んできた。

2004（平成16）年からは、「かながわ国際施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、現在は、2024（令和6）年3月に改定した第5版に基づき、国際施策の推進に取り組んでいる。

#### 【参考】「かながわ国際施策推進指針（第5版）」の概要

##### 1 めざす姿

「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」  
「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」

##### 2 基本目標と施策の方向

###### 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

- 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり
- 施策の方向2 日本語教育の充実
- 施策の方向3 外国につながるのある子どもたちへの支援
- 施策の方向4 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
- 施策の方向5 災害時などにおける外国籍県民等への支援
- 施策の方向6 多文化理解の推進

###### 基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開

- 施策の方向7 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致
- 施策の方向8 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信
- 施策の方向9 外国人観光客の誘致促進
- 施策の方向10 「マグカル」の推進

###### 基本目標3 グローバル人材などの活躍促進

- 施策の方向11 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進
- 施策の方向12 国際社会で活躍できる人材の育成
- 施策の方向13 外国人材の活躍促進
- 施策の方向14 外国人材が働きやすい環境づくり

###### 基本目標4 非核・平和意識の普及

- 施策の方向15 非核・平和意識の普及

###### 基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

- 施策の方向16 県民活動への支援や協働・連携
- 施策の方向17 基地対策の推進
- 施策の方向18 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

## (2) 多文化共生の取組の状況

多文化共生については、指針において定めた「めざす姿」に向かって、基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」に沿って、着実に取組を進めている。

### ア 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

#### (ア) 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

##### a 外国籍県民等のための相談体制や情報提供の充実

- ・ 多言語対応のワンストップ相談窓口である「多言語支援センターかながわ」において、相談対応や情報提供を行った。
- ・ 外国籍県民相談窓口において、法律・教育などの相談対応を行った。
- ・ 外国人労働相談窓口において、労働問題、労働トラブルなどの相談に多言語で対応した。

##### b 外国籍県民等への生活支援の充実

- ・ 行政窓口相談や公立学校面談など、くらしに必要な公的サービスを外国籍県民等が受ける際に、NPO法人などと連携し、通訳ボランティアの派遣を行った。
- ・ 行政手続きなどでサポートを必要としている外国籍県民等を支援するため、市町村窓口などに同行した。

##### c 外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進

- ・ 外国籍県民等が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO法人などと連携し、医療通訳ボランティアの派遣を行った。
- ・ 外国籍県民等を対象に年金、在留資格など、日本の社会制度を学ぶセミナーを実施した。

##### d 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

- ・ 教員、児童相談所職員などを対象に外国籍県民等の状況や在留資格などの関連制度に係る研修を実施した。

##### e 外国籍県民等の県政への参加促進

- ・ 外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場として、外国籍県民を委員とする会議を開催した。

##### f 外国籍県民等の人権の尊重

- ・ ヘイトスピーチなどの外国籍県民等に関する様々な人権問題を解消するため、リスティング広告などによる啓発活動やインターネット上の差別的な書き込みのモニタリング等を実施した。

(イ) 施策の方向 2 日本語教育の充実

a 市町村や関係機関などと連携した地域日本語教育体制の整備

- ・ 各地域のニーズや実情に応じたプログラムの提案・調整などを行う地域日本語教育コーディネーターを配置した。
- ・ 日本語初心者や外国籍県民等に対して、専門家による日本語講座などを実施した。
- ・ 日本語教室の運営などに取り組む市町村に対して補助した。

b 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

- ・ 日本語ボランティアなど、地域の日本語教育活動にかかわる方などに対して、研修を実施した。
- ・ 日本語教育に関する理解や関心を深めるフォーラムを開催した。

c 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

- ・ 「多言語支援センターかながわ」や市町村などと連携し、日本語学習機会や多言語生活情報を提供した。

d 外国につながる子どもたちへの日本語教育の推進

- ・ 県立高校において、NPOなどの地域人材と連携し、外国につながる生徒に対して、日本語の学習支援などを行った。また、入学予定者に対して、プレスクールとして日本語の学習支援などを行った。

e 外国人労働者などへの日本語教育の推進

- ・ 企業で働く外国人労働者に対して日本語講座を実施した。

(ウ) 施策の方向 3 外国につながる子どもたちへの支援

a 外国につながる子どもたちの教育機会の拡大

- ・ 外国人学校に通う子どもたちに対して、保護者の所得区分に応じて学費の補助を行った。
- ・ 県立高校において在県外国人等の入学者選抜特別募集を行うとともに、外国につながる子どもたちに対する入学者選抜説明会での通訳対応などを行った。

b 外国につながる子どもたちの教育の充実

- ・ 県立高校において、NPOや地域のサポーターと連携して、日本語学習支援や教職員研修会などを行った。
- ・ 県立高校において、生徒の保護者などとの意思疎通を図るため、通訳を派遣した。
- ・ 公立小・中学校の教員を対象とした国際教室担当者連絡協議会を開催した。

- c **教員や支援者などへの研修の推進**
    - ・ 行政書士会などと連携し、県立高校の教員向けに在留資格に係る研修を実施した。
  - d **外国籍県民等への子育て支援の推進**
    - ・ 市町村職員や保育士など、子育て支援関係者に対する研修を実施した。
- (I) **施策の方向4 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援**
- a **「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を中心とした留学生支援の拡充**
    - ・ 「KANAFAN STATION」を運営し、情報提供や交流スペースの提供を行ったほか、生活や就職に係る相談対応等を行った。
  - b **教育機関、NPO、企業などと連携した留学生のための支援**
    - ・ 教育機関やNPO、企業などと連携した取組や情報発信などを行った。
  - c **卒業・修了後における県内での就職支援**
    - ・ 県内企業との合同会社説明会や留学生の採用を検討している県内企業との交流会を実施した。
- (オ) **施策の方向5 災害時などにおける外国籍県民等への支援**
- a **災害時などにおける外国籍県民等向けの相談対応・情報提供の推進**
    - ・ (公財)かながわ国際交流財団等と連携して、災害多言語支援センターの設置訓練を実施した。
  - b **災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施**
    - ・ 災害時に、災害多言語支援センターと連携して、活動する災害通訳ボランティアに対して研修を実施した。
- (カ) **施策の方向6 多文化理解の推進**
- a **地域における多文化理解の推進**
    - ・ 地球市民かながわプラザなどにおいて、展示などを実施するとともに、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスを提供した。
    - ・ 多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」を開催した。
  - b **学校教育における多文化理解の推進**
    - ・ 国際教育などを充実し、児童・生徒の多文化理解を推進するとともに、英語を用いた実践的なコミュニケーションを行うための能力を育成した。
  - c **多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実**
    - ・ 外国籍県民等の多様な文化的背景や生活上の課題など、多文化理解を促進するためのセミナーなどを開催した。

### Ⅲ DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援について

県では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づき、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定し、DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援施策に取り組んでいる。

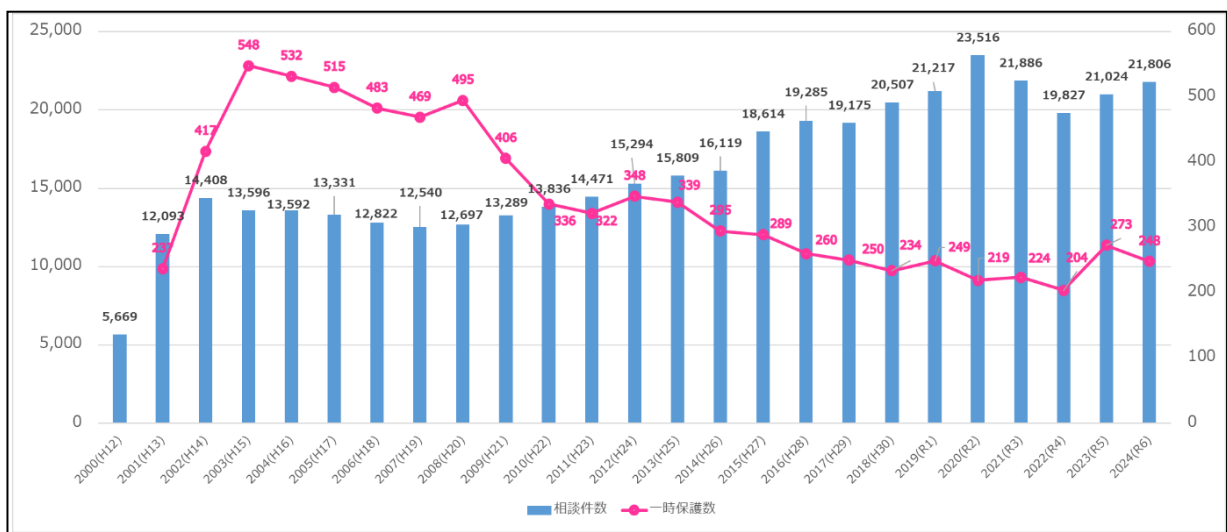
昨年明らかになった、川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事件を受け、DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援の充実に向けて取組を進めており、その進捗状況及び今後の取組について報告する。

#### (1) 困難な問題を抱える女性等の現状

女性を取りまく状況は、女性の就業率の上昇、働き方の多様化や、婚姻に関する意識や家族関係など変化しており、DVやストーカー、予期せぬ妊娠・出産、生活困窮、性被害問題等、抱える問題は複雑化し、支援ニーズも一層多様化している。

こうした社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で支援していくことが課題となっている。

#### ア 女性相談支援員が受けた相談・一時保護件数

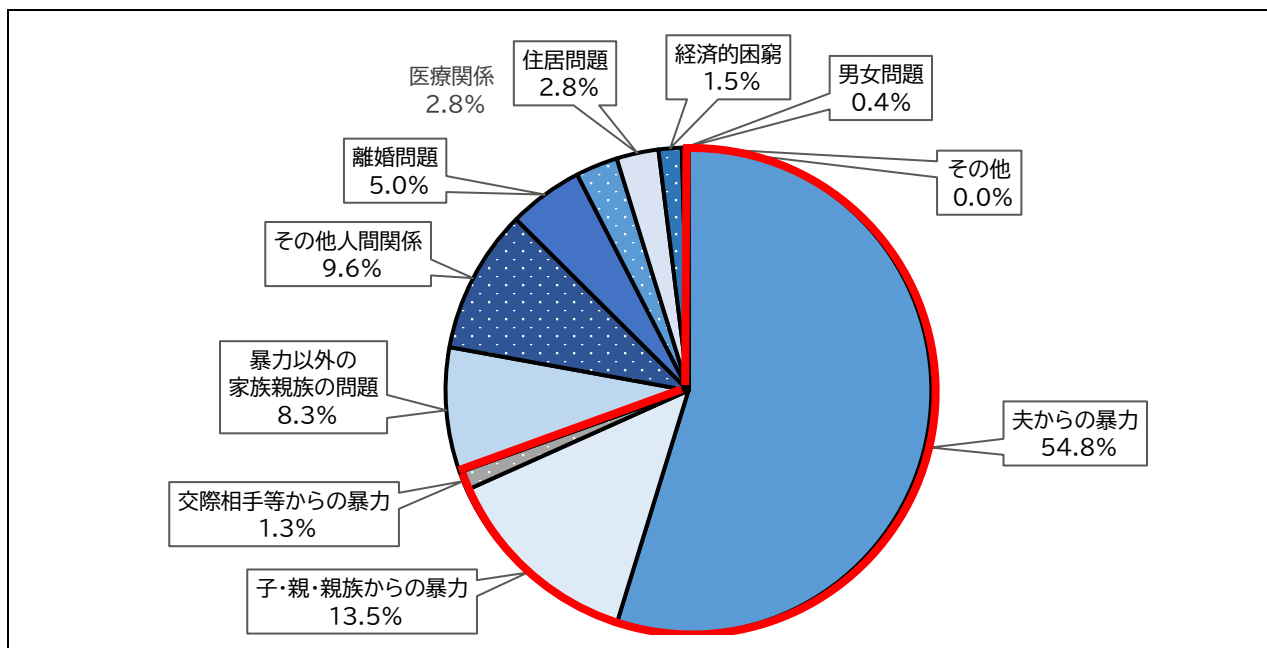


※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受け付けた相談件数は、新型コロナウイルス感染症のまん延当初の2020（令和2）年度をピークに、近年は20,000件前後で推移している。

また、DV・ストーカー被害者や住まいがない方など、当事者の生命を守り、安全を確保するための一時保護件数は、近年200件台で推移してきたが、令和7年度の速報値では296件となるなど、増加している。

## イ 女性相談支援員が受けた相談の内容



※ 県共生推進本部室調べ

県内の女性相談支援員が受けた相談の主訴として最も多いのが「夫等の暴力」である。2024（令和6）年度では、「夫等からの暴力」が半数以上を占め、「夫」「子・親・親族」「交際相手」等を合わせると、全体の約7割が暴力被害を主訴としている。

## ウ 県の配偶者暴力相談支援センター等の相談件数

年度	県配偶者暴力相談支援センター		かながわ DV 相談 LINE ※2	計
	電話・来所等相談 ※1	(うち DV 被害者本人からの相談)		
3年度	5,410	4,270	3,075	8,485
4年度	5,271	4,100	3,213	8,484
5年度	5,353	4,205	3,197	8,550
6年度	4,887	3,808	3,629	8,516
7年度	5,603	4,345	3,896	9,499

- ※1：DV被害者本人（DV防止法に規定する「配偶者」からのDV被害を受けた者）からの相談のほか、デートDV、親族・知人からの相談、通報等を含む
- ※2：かながわDV相談LINEは、配偶者暴力相談支援センターとは別に県が実施する窓口

## (2) 令和8年度の主な施策・取組

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等の「いのち」を守り、安心して自分らしく暮らすことができるよう、未然防止から自立支援まで、切れ目ない支援を実施する。

### ア 未然防止

#### (7) 広報・周知啓発

- ・ DV・ストーカー被害者だけでなく、被害者の周りにいて支えてくれる人等に向けた、相談窓口や支援情報の周知広報の強化（県ポータルサイトリニューアル・動画作成・SNS広告等）
- ・ 女性支援の仕組みや相談窓口の周知広報の強化（小冊子・カードの作成、配布等）
- ・ 一般向けのDV防止講座の開催
- ・ 中学生・高校生向けの「デートDV（恋人同士の暴力）」に関する漫画等を活用した小冊子の配布と出前講座の実施

#### (4) 相談体制の強化

- ・ DV・ストーカー被害者からの相談に対して、行政機関や警察等が連携してワンストップ支援を行う「DV・ストーカー被害相談支援センター」の設置（令和8年度中）
- ・ 「DV・ストーカー被害相談支援センター」、女性相談支援センターや県保健福祉事務所等における相談支援の記録・管理や情報連携を円滑に行うためのシステムのモデル的な構築
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するため、民間団体と連携した人材養成講座の実施
- ・ 女性相談支援員向け研修の充実や体系化、当事者目線に立った支援の充実のための女性支援に関する手引きの作成
- ・ 女性相談支援員の配置を促進するため、市における配置費用の一部を補助
- ・ 困難な問題を抱える女性のための総合相談窓口の設置による民間

団体と連携した寄り添った支援の提供（相談、（対面・電話・メール・SNS）、訪問支援、同行支援など）

- ・ DV、デートDV、ストーカー被害等に悩む方が相談しやすいLINE相談の実施
- ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストの作成及び相談現場での活用

#### (ウ) 民間団体と連携した支援

- ・ 困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援の実施
- ・ 困難な問題を抱える女性やDV被害者等を支援する民間団体に対する補助

### イ いのちを守る（安全確保）

#### (ア) 行政と警察との連携強化

- ・ 行政と警察との定期的な協議や情報連携の強化
- ・ 県警職員、女性相談支援員、民間支援団体が地域において顔が見える関係づくりを進めるためのワークショップの開催（年2回）
- ・ 意思が揺れ動くDV・ストーカー被害者が置かれている状況を客観視できるチェックリストの作成及び相談現場での活用（再掲）
- ・ DV・ストーカー被害者やその家族が抱える事案の法的整理を行い、被害者の訴えを的確に警察等に伝えるための弁護士相談の実施

#### (イ) 一時保護の強化

- ・ 市町村・民間団体・警察と連携・協力した迅速かつ適切な一時保護の実施
- ・ シェルターへの入所に迷いがある方の意思決定の時間と安全を確保するための一時的な緊急避難先の提供
- ・ 一時保護を受託する民間シェルターについて、委託費に賃料や、夜間支援等を行う体制確保に係る費用を加えることによる民間団体の安定した運営支援と新たなシェルターの確保
- ・ 男性、性的マイノリティの方が利用できるシェルターの運営を民間団体との協働事業により実施

#### (ウ) 加害者対応の強化

- ・ DV加害者対応プログラムを実施する民間団体への補助
- ・ DV加害者及びストーカー加害者への対応方法やアプローチ方法に関し、被害者支援の視点での課題整理や対応策の研究の実施

## ウ 自立支援

### (7) 多様なニーズに応じた自立支援機能の強化

- ・ 女性自立支援施設における、DV・ストーカー被害者や困難な問題を抱えた女性の保護、自立支援
- ・ 困難な問題を抱える女性が、スマートフォンの利用や、通勤の継続など、社会とのつながりを持ちながら自立を目指すための入所型支援施設「わたしのお家」の運営
- ・ 困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら相談支援を受けられる通所型支援の実施（再掲）

### (4) 伴走支援

- ・ 女性相談支援員による継続的な相談支援
- ・ 女性自立支援施設における、行政機関や医療機関への同行支援など、退所後の生活支援の実施
- ・ 新たに女性支援を担う人材を発掘するため、民間団体と連携した人材養成講座の実施（再掲）
- ・ 女性相談支援員向け研修の充実や体系化、当事者目線に立った支援の充実のための女性支援に関する手引きの作成（再掲）
- ・ 困難な問題を抱える女性やDV被害者等を支援する民間団体に対する補助（再掲）

### (3) 条例制定に向けた検討状況

シンポジウムや、支援関係者を構成員とする支援調整会議で、普遍的な仕組みとして条例制定への意見があり、県として、当事者を社会全体で守り支える普遍的な仕組みとして、条例制定に向けた検討を進めている。

令和8年第1回定例会でのご議論や、支援調整会議での意見を受け、前回定例会で報告した条例イメージ(案)のパブリック・コメントは見送り、引き続き支援調整会議で条例の内容について丁寧に意見を聴きながら検討を進めることとした。

## ア 支援調整会議代表者会議における意見交換の状況

令和8年5月26日に代表者会議を実施し、条例が目指す社会や、未然防止から自立支援まで切れ目なく支援を行うことの重要性、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法に規定されている支援主体や支援施策の連携を図り、3つの法律に横ぐしを刺し、施策の充実を図る考え方について意見交換し、さらに次回議論を深めていくこととなっ

た。

(主な意見)

- ・ 条例の目指すもの、とりわけ地域の実情に即して何をその中で獲得していくのかを明確にしていくため、条例を定める意義を共有していくことが必要。
- ・ 条例では、支援の主体となる行政や警察の役割を明確にするとともに、民間団体との協働について規定することが必要。
- ・ 女性支援法が規定する支援は、社会的な構造による様々な困難から脱却し、DVやストーカー等のいのちに関わる被害を受けずに済み、本人が目指す生活を実現する、未然防止や自立支援の役割を担っている。女性支援法がなぜ女性だけが対象になったかという背景を踏まえて条例のあり方を考える必要がある。
- ・ DV被害、ストーカー被害、それぞれの特性がある中で、条例を制定する目的について、共通認識を持ちながら議論していくことが大切。
- ・ 条例の範囲を明確化することで機能するものになるので、そうした観点で条例の対象を検討する必要がある。
- ・ 実務上、DV被害者とストーカー被害者の特性は違い、また、男性被害者と女性被害者の特性も違うが、加害者から引き離す、被害者を逃がすという点においては、初動は同じである。既存の女性支援のシステムを活かしたまま、初動で被害者と加害者を引き離すところを条例で規定できるとよいのではないか。
- ・ 条例を定める意義は、国の法律に定められていないものを、地域の課題や実情に応じて定めることと考えている。条例の対象については、自治体における支援の状況や、川崎の事件を受けて支援を強化しているという点を踏まえながら、定める必要があるのではないか。
- ・ 男性支援については十分ではない自治体がある中で、条例がどういった形になるのか具体的に考える必要がある。

#### (4) 切れ目ない支援の実現等に向けた国への提案活動

- ・ 令和7年12月 関東地方知事会議  
DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への支援体制の強化や、一時保護、加害者への対応にかかる制度改正や法整備等について、本県の提案により国に要望を行った。
- ・ 今後の提案活動

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援を確実かつ継続的に行うため、DV防止法、ストーカー規制法、女性支援法の三法に規定されている支援施策の連携を図るための法改正や加害者への対応に係る法整備等に関して、提案活動をする予定。

#### (5) 今後の進め方

引き続き、困難な問題を抱える女性等支援調整会議、男女共同参画審議会、市町村、民間団体、被害当事者等との意見交換の実施等により、支援施策の充実や、条例で目指す姿とその内容について検討を進め、県議会での議論をいただく。